

卒業の認定に関する方針について

【学則より抜粋】

(進級、修了、卒業の認定)

第17条 進級、修了または卒業の認定は、所定の学科試験及び実技試験の成績、並びに素行状況を総合して行う。

2. 専門課程 自動車整備科 1級整備士コースは、前期課程2年次終了時に修了認定を行い、認定された者は、3年次に仮進級できる。
3. 仮進級した者のうち、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の登録試験に合格した者は、本進級を許可する。この場合、1級整備士コース3年次の授業を開始した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。

【細則より抜粋】

(進級、修了及び卒業の認定)

第 11 条 学則第7条に定める学科及び実習の試験に合格した者については、別に定めた進級・卒業判定調査票、総合得点、出席状況、就学態度の良否を勘案の上、所定の会議によって進級、修了及び卒業の可否を決定し、校長の決裁を得なければならない。

2. 進級、修了及び卒業を認める点数とは、次のとおりとする。

(1) 専門課程

工学	年間総合得点の 60%以上
整備	年間総合得点の 60%以上
その他	年間総合得点の 60%以上
一般	年間総合得点の 60%以上
実習	年間総合得点の 60%以上

(2) 高等課程

工学	年間総合得点の 40%以上
整備	年間総合得点の 40%以上
その他	年間総合得点の 40%以上
一般	年間総合得点の 40%以上
実習	年間総合得点の 60%以上

3. 前項2の点数に満たない者は、その満たない科目の修了試験を実施し、その結果を校長が判定する。なお、修了試験の評価は合格の最低基準値とする。
4. 出席日数については、年間総出校日の 90%以上とし、90%に満たない者については卒業を認めない。ただし、卒業式後引き続き出校し、卒業年度末までに 90%を満たした者については、この限りではない。